

山陽小野田市文化によるまちづくり推進委員会設置要綱

平成26年7月14日制定

平成28年10月20日改正

平成31年1月21日改正

平成31年3月26日改正

令和2年4月1日改正

(設置)

第1条 本市における文化芸術の振興及び文化によるまちづくりの推進に関し、広く市民から意見を聴くため、山陽小野田市文化によるまちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議し、意見を述べる。

- (1) 文化芸術の振興に関すること。
- (2) 文化によるまちづくりの推進に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 推進委員会の委員は、17人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 芸術及び文化団体関係者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 各種団体関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市民（公募により選出された者）

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 推進委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。ただし、委員長を定めるための会議は、市長が招集する。

3 副委員長は、委員のうちから、推進委員会の同意を得て、委員長が指名する。

(役員職務)

第5条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、文化スポーツ推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。